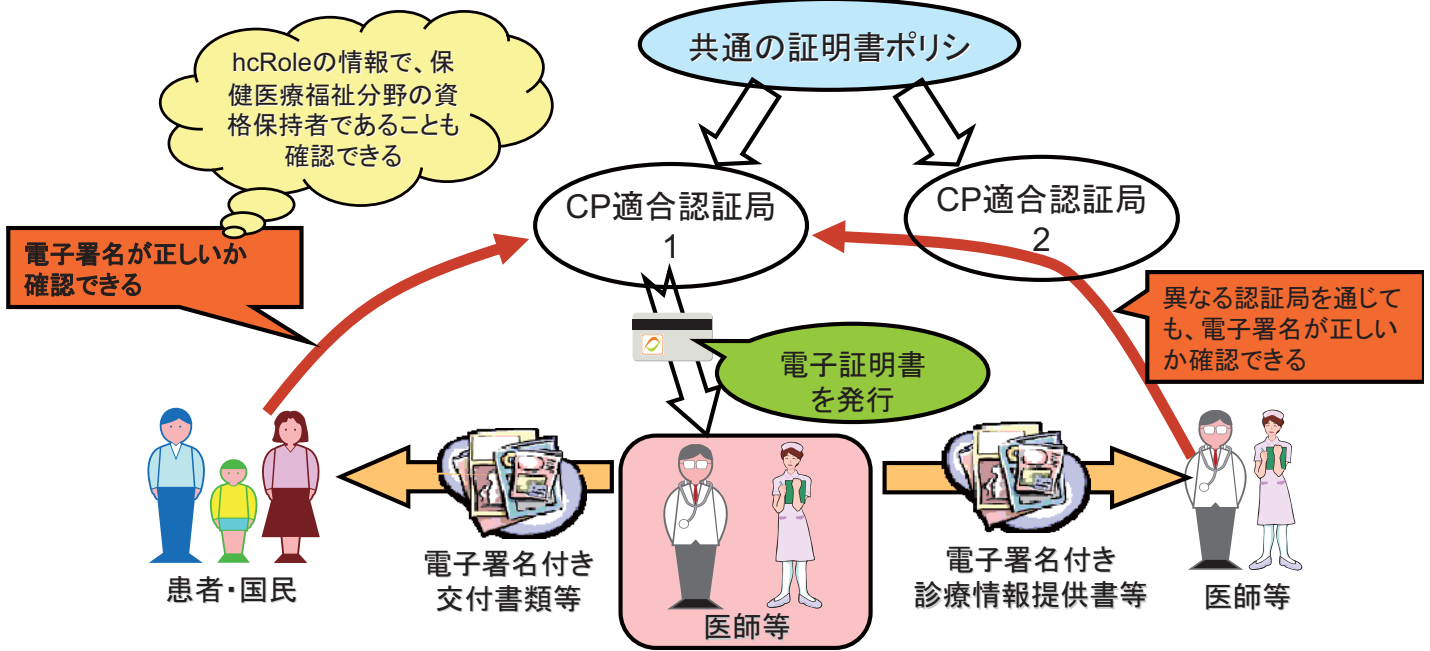
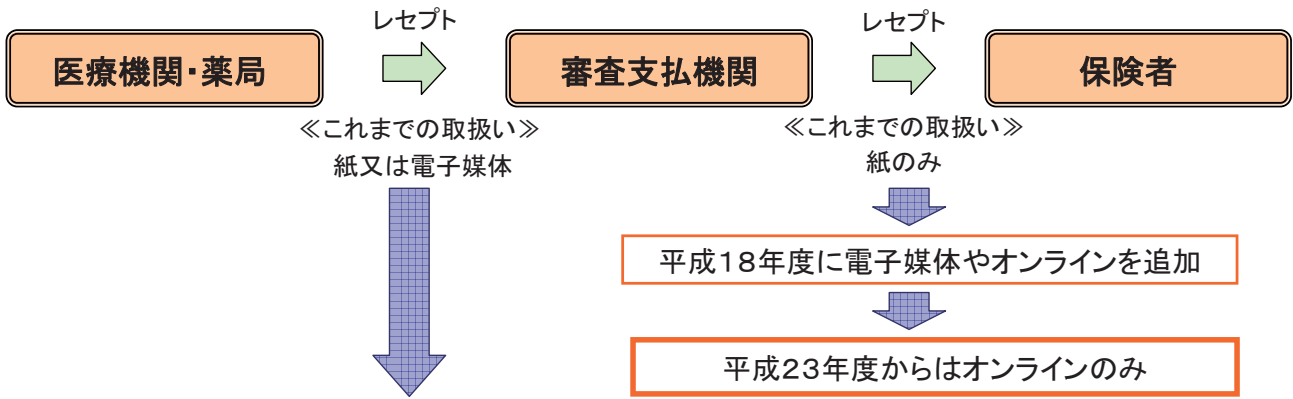


HPKIで実現できること

共通の証明書ポリシーに適合した認証局から発行された電子証明書による電子署名であれば、違う認証局から発行された電子証明書による電子署名でも正しいと確認することが可能に



電子署名を中心とした病診・診々連携、患者との連携の例



1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能

2.

① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定

- ・ 病院：規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
- ・ 診療所：コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
- ・ 薬局：コンピュータの導入状況により、21年度(既に導入している薬局)から、それ以外は23年度から

② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

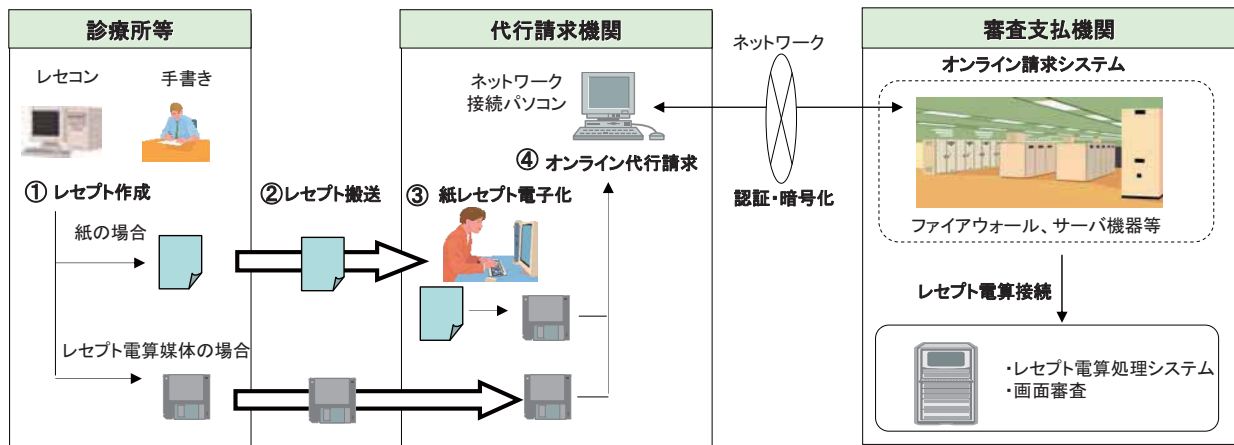
↑：紙、電子媒体又はオンラインによる請求
 (オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
 ⇨：()内の日付以降、オンラインによる請求に限定

【医科】	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
【病院①】	400床以上+レセプト電有					
	400床以上+文字対応		↑(20.4.1)			
	400床未満+レセプト電有					
	400床未満+文字対応			↑(21.4.1)		
	レセプト有+レセプト電無+文字非対応				↑(22.4.1)	
【病院②】	レセプト有					
	レセプト無(⑤を除く)					↑(23.4.1)
【病院③】	レセプト有					
	レセプト無(⑤を除く)					↑(23.4.1)
【病院④】	レセプト有					
	レセプト無(⑤を除く)					↑(23.4.1)
【病院⑤】	レセプト有					
	レセプト無(⑤を除く)					↑(23.4.1)
【診療所①】	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					
	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					
	レセプト無(③を除く)					
【診療所②】	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					↑(22.4.1)
【診療所③】	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					↑(23.4.1)
【調剤】	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					
	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					
	レセプト無(③を除く)					
【薬局①】	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					
【薬局②】	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					
【薬局③】	レセプト有					
	レセプト無(③を除く)					

注1. 「レセプト電有」とは、レセプトコンピュータでレセプト電子請求を行っている場合をいう。
 注2. 「文字対応」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合をいう。
 注3. 「レセプト有」とはレセプト作成業務を電算化している場合をいう。
 注4. 「少数該当」とは、月間平均請求件数が100件以下、歯科で50件以下の場合をいう。
 注5. 「既設」とは、平成21年4月1日時点において現存している機関をいう。

レセプトのオンライン請求における代行請求イメージ

オンライン請求設備を持たない診療所等が代行請求機関を通じてオンライン請求を行う場合のイメージ



- ① 診療所等で、レセコン(レセプトを作成するためのコンピュータ)もしくは手書きにより、従来通りに紙レセプトを作成する。(レセプト電算に対応したレセコンを保有している場合は、紙に印刷せず、FD等の媒体へ電子レセプトを作成する。)
- ② 代行請求機関へ、レセプト(紙もしくは媒体)を送付する。
- ③ 代行請求機関では、紙レセプトの電子化を行う。
- ④ 代行請求機関から複数診療所等のレセプトデータを審査支払機関のオンライン請求システムへ送信する。

現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
根拠規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所に提示 ●年金や一時金についての相談を受けるとき社会保険事務所に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更があったときに社会保険事務所に提出 等	●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医療機関の窓口へ提出 【健保】 ●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更があったときに、社会保険事務所又は健康保険組合に提出 【国保】 ●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更があったときに、市町村又は国民健康保険組合に提出	●要介護(要支援)認定の際、市町村に提出 ●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口へ提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更があったときに市町村に提出 ●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村に提出 等	●雇用保険被保険者証の交付を受けた者が一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示 ●被保険者が他の事業所に転動した場合や氏名を変更した場合に、事業主に提示 ●被保険者となったことの確認の請求をしたときに、公共職業安定所に提出
交付主体	社会保険庁長官	【健保】全国健康保険協会(支部)又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	①厚生年金の被保険者 ②国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び被扶養者 【国保】被保険者	・第1号被保険者 ・第2号被保険者のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	【国年】 ●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出 ●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出 【厚年】 ●事業主が社会保険事務所に資格取得届を提出	【健保】 ●事業主が被保険者に資格取得届を提出 ●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して被保険者に被扶養者届を提出 【国保】 ●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村等に届出	(第1号被保険者) ●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要 ●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要 (住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があったものとみなされる。ただし、住所地特例の場合を除く。 (第2号被保険者) 次のいずれか ●保険者に要介護(支援)認定を申請 ●保険者に介護保険被保険者証の交付を申請	●事業主が公共職業安定所に資格取得届を提出

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
券面記載事項 (*)は自署	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・基礎年金番号 ・交付年月日 ・変更後の氏名(変更日) 「国民年金の記録」欄 ・資格取得年月日(*) ・被保険者の種別(*) ・資格喪失日(*) ・資格の種別変更日(*) 「厚生年金保険の記録」欄 ・事業所名(*) ・事業所所在地(*) ・資格取得年月日(*) ・資格喪失日(*)	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(健保は被保険者証裏面等に自署) ・被保険者記号番号 ・保険者番号 ・保険者名 ・交付年月日 ・資格取得年月日 ・世帯主氏名【国保】 ・被保険者氏名【健保・被扶養者の場合のみ】 ・有効期限【国保】 ・事業所名称【健保】 ・事業所所在地【健保】 ・保険者所在地【健保】	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・被保険者番号 ・保険者番号(保険者の名称・印) ・交付年月日 ・要介護状態区分等 ・認定年月日 ・認定の有効期間 ・居宅サービス等における区分支給限度基準額(サービスの種類とその種類支給限度基準額)(※パウチャーを発行する市町村についてはパウチャー切り分け欄) ・認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 ・給付制限(内容及び期間) ・居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業者の名称(届出年月日) ・介護保険施設等種類・名称(入退所年月日)(※労災保険の介護補償給付等の受給者についてはその旨と常時介護・随時介護の別を記載)	・氏名 ・生年月日 ・被保険者番号
媒体	紙	紙・プラスチックカード・ICカード 等	紙	紙
返納の必要	なし (原則、生涯ひとつ)	あり (資格喪失時及び更新時)	あり (資格喪失時)	なし
有効期限	なし	あり (保険者により異なる)	なし	なし
被保険者資格の管理方法	基礎年金番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	【健保】 保険者番号、被保険者記号番号及び3情報(氏名、生年月日、性別) 【国保】 保険者番号、被保険者記号番号及び4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	保険者番号、被保険者番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別) (第2号被保険者については、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者に限り、被保険者として管理)	雇用保険被保険者番号と3情報(氏名、生年月日、性別)
番号の変更	なし (原則、生涯ひとつの番号)	なし (ただし、被保険者資格に異動が生じたときは変更する場合がある。)	なし (ただし、保険者(市町村)を異動すると変更)	なし (ただし、最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過すると新規に付番)
備考	初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、その際には、年金手帳は交付されない。(ただし、「基礎年金番号通知書」を交付。)	共済加入者には、共済組合員証等が交付されている。 【例:国家公務員】 ・世帯単位の交付 ・券面には、氏名・性別・生年月日・住所・資格取得年月日・発行機関の所在地・保険者番号名称及び印・交付年月日・有効期限のほか、被扶養者の氏名・性別・生年月日、組合員及び被扶養者療養給付記録を記載 ・媒体は紙		

現行の年金記録情報の提供方法等について(国民年金・厚生年金の例)

参考資料8

	年金見込額試算	年金加入記録照会・年金見込額試算 (電子申請)	年金個人情報提供サービス (ユーザID・パスワード)	ねんきん定期便
サービス提供者	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁
サービス利用対象者	公的年金制度加入者で 申込日現在50歳以上の方 ※	公的年金制度加入者 ※	公的年金制度加入者	公的年金制度加入者 ※
閲覧・確認方法	①社会保険庁HPから、 基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、現在加入している年金制度の別等を入力(申込み) ②社会保険庁で管理している住所に年金見込額試算の結果を郵送	①都道府県知事が発行する公的個人認証サービス等による「電子証明書」を取得 ②電子政府の総合窓口(e-Gov)から①の電子証明書を添えて申込み ③結果は、電子文書で通知	①社会保険庁HPから、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所等を入力し、「ユーザID・パスワード」取得の申込み ②社会保険庁で管理している住所にユーザID・パスワードを郵送 ③社会保険庁HPから、ユーザID・パスワード等を入力して、閲覧	○社会保険庁で管理している住所に郵送
閲覧・確認できる内容	●年金見込額 ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等)	●年金見込額 ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ※申込日現在50歳未満の方については、加入履歴のみを回答	●加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●国民年金保険料の納付状況 ●厚生年金(船員保険)の標準報酬月額、標準賞与額	【平成21年度】 ①年金加入期間 ②年金見込額 ・50歳未満の方…加入実績に応じた年金見込額 ・50歳以上の方…ねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額 ③保険料の納付額 ④年金加入履歴 ⑤厚生年金のすべての期間の月々の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額 ⑥国民年金のすべての期間の月々の保険料納付状況 【平成22年度】 《節目年齢時(35、45、58歳)の方々》 ・平成21年度と同じ内容(①～⑥)の記録を更新して通知 《上記以外の方々》 ・上記①～③について記録を更新して通知 また、⑤、⑥について直近1年分を通知
利用件数	186,376件 (平成19年度)	961件 (平成19年度)	1,467,962件 〔平成21年2月までのユーザID・パスワード累積発行件数〕	-----

(注1)※印については、高齢基礎年金、高齢厚生年金受給者は除く。

(注2)年金個人情報提供サービスについては、平成21年3月16日から高齢年金受給者(昭和61年4月以降に受給権が発生した者)に拡大。

現行の医療費通知等について

参考資料9

	医療費通知	レセプト(診療報酬明細書等)開示	特定健診等の結果に関する情報	介護給付費通知
情報提供主体	医療保険者	医療保険者	医療保険者	介護保険者
閲覧・通知に係る根拠法令	厚生労働省通知等	個人情報の保護に関する法律第25条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 地方公共団体の個人情報保護条例等	高齢者の医療の確保に関する法律第23条	-----
対象者	医療保険加入者のうち 保険診療(調剤)を受けた者	①医療保険加入者 ②①が未成年又は成年被後見人の場合における法定代理人 ③被保険者が死亡している場合は、その遺族等	40歳以上74歳以下の 医療保険加入者	介護保険被保険者のうち サービスを受給している者
確認・閲覧方法とその頻度	保険者から通知 (頻度は保険者ごとに異なる) 〈例〉政管健保の場合 年2回	保険者に対してレセプト開示を請求 (遺族においては開示を依頼) (例:政管健保の場合) 最寄りの社会保険事務所へ、開示請求(依頼)者本人が直接、次の書類を持参又は郵送により手続 ・診療報酬明細書等開示請求書 ・開示請求をされる方の本人確認ができる書類	保険者又は実施機関からの通知等	保険者から通知 (実施している市町村と未実施の市町村があり、実施市町村の中でも、送付の頻度は異なる) 【参考】 介護給付費通知を実施している市町村の数は、全体の約50%(平成18年度)。平成22年度未だに実施率は100%とすることを目標。
確認・閲覧できる内容	内容は保険者ごとに異なる 〈例〉 ・該当期間にかかった医療費の総額 ・受診した医療機関名称 ・区分(入院又は通院日数)	開示請求(依頼)をしたレセプト (ただし、開示することについて支障があると判断されたレセプト等は、開示できない。 また、保険者によって、レセプトの保存年数が異なる。	特定健診等の内容 ・既往歴の調査結果 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査結果 ・測定結果(身長・体重・腹囲・BMI・血圧) ・血液検査結果(肝機能・脂質・血糖) ・尿検査結果 ・特定保健指導に関する記録等	内容は保険者ごとに異なる なお、一般的な記載内容は以下のとおり ・サービス利用月 ・介護サービス事業者名称 ・サービスの種類 ・サービス利用日数(回数) ・サービス費用総額 ・利用者負担額等
利用件数(平成18年度)	2,811万件 (政管健保)	6,172件 (政管健保)	-----	保険者数817

(注)表中「政管健保」は平成20年10月から「協会けんぽ」(全国健康保険協会が運営)に移行。